

京都市洛北大別当土地区画整理組合の設立準備のため、土地区画整理法第19条第1項の規定による申請がありましたので、土地区画整理法施行令第68条の規定により、次のとおり施行地区となるべき区域を公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供します。

なお、当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、平成19年3月1日までにその借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

平成19年2月1日

京都市長 榊本 頼兼

- 1 施行地区となるべき区域 京都市左京区岩倉幡枝町368番4, 373番1, 374番1, 396番1, 398番及び400番1
- 2 縦覧期間 平成19年2月1日から平成19年2月21日まで
- 3 縦覧時間 午前8時50分から午後5時20分まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 4 縦覧場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局都市整備部区画整理課

(建設局都市整備部区画整理課)